

## ユニセフ調査にみる児童虐待と児童の貧困

法政大学大学院教授  
星野 信也

## はじめに

UNICEF（国連児童基金）は、イタリアのフローレンスに置いた Innocenti Research Centre（イノセンティ研究センター＝IRC）を拠点に、基金の目的である児童の保健医療、教育、平等、保護に関する国際比較研究を行い、その活動と政策提言に科学的根拠を求めている。IRCの研究レポートの特徴は、他の国連関係機関が発展途上国に関心を傾注しているのに対して、産業化社会ないし豊かな国々にも関心を向けている点である。それは最新の研究レポート5が「豊かな国々における児童の虐待死(Child Maltreatment Death in Rich Nations)」(2003年9月)と題されていることから読み取れる。

UNICEFは、国際機関としては例外的に、研究成果の引用、紹介を出典を明確にするだけで自由に認めているから、以下複数のIRC研究レポートを活用して、わが国で一方では「児童虐待」が強い関心と呼びながら他方では「児童の貧困」にほとんど無関心な矛盾点について論じたい。

### 1. 児童虐待の国際比較：虐待死

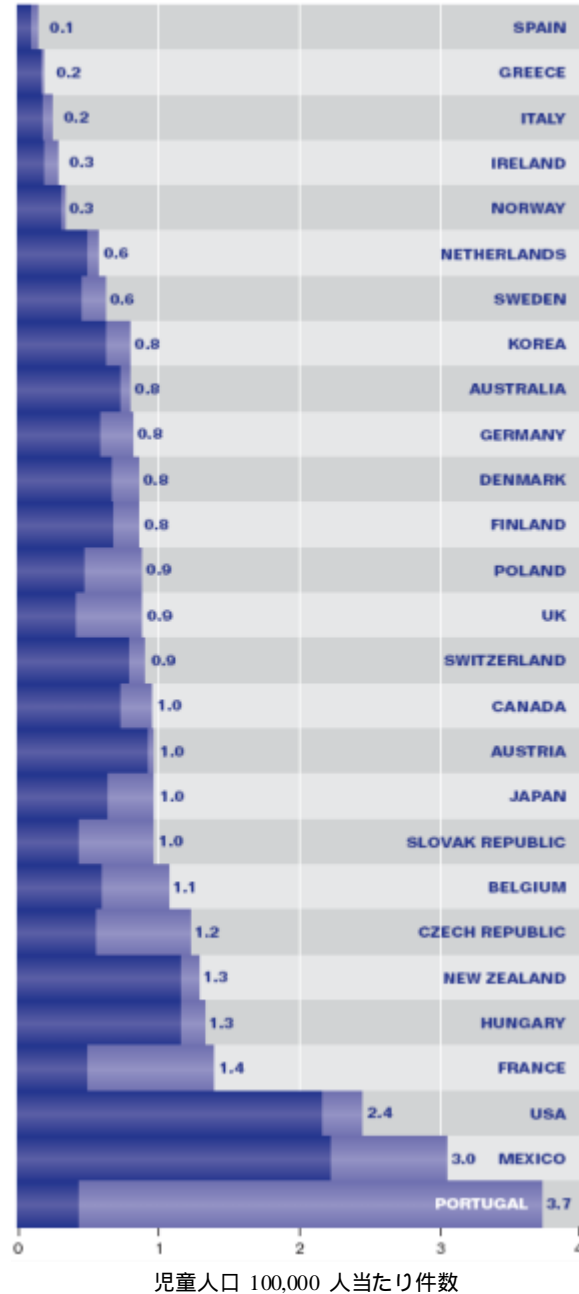
IRCの上記研究報告は、児童虐待の国際比較には正確な調査統計の得られる虐待死を招いた身体的虐待とニグレクトを取り上げるしかないとして、世界保健機関WHOに集められた各国の統一的死亡統計を15歳未満について年齢別、原因別に児童人口100,000人当たりで再集計している。WHO設定の分類の解釈の違い、共通の定義や調査法の欠如等があって決して厳密な国際比較とはいえないとしながらも、積極的関心と呼び起こすために進んでまとめたものとしている。それを前提に「それらしい(of undetermined intent)」を加えた1990年代の各国の最新の5年間の虐待死の平均件数を示した第1図を見ると、わが国でまだ大きな問題化しなかった1993-97年5年平均を取った日本の立場は27カ国中18位と想像以上に悪い。報告は、年間約3,500人の15歳未満児が先進諸国で虐待死しているが、週平均では、ドイツ、イギリスで2人、フランスで3人、日本では4人、アメリカでは27人と特記している。内訳として、5年間のOECD合計で15歳未満の虐待死17,253人中、4,197人が1歳未満であったこと、原因では、ニグレクトが全体の34.9%、身体的虐待が27.8%、身体的虐待とニグレクトの複合要因が22.2%、その他であったこと、直接の加害者は、実父が41.3%、実母が38.9%、継父が11.1%、継母が3.4%、その他の親族が4.9%、里親/養親が0.4%と推計している。

同じ統計で1970年代と1990年代のそれぞれ5年平均をデータの得られた23カ国について比較し、死を招いた深刻な児童虐待は減少傾向にあるとしている。たとえばスエーデンは児童人口100,000人当たり1.0人から0.6人に、日本は2.1人から1.0人へ顕著な減少を記録している。ただ、虐待死の減少がすなわち児童虐待の減少とはいえず、虐待死に至らない児童虐待はむしろ増大しており、それは児童虐待のレベルが上昇したというよりも、近年問題関心が高まって、虐待が報告された家庭への訪問体制が整い、社会的に不利な環境に置かれた児童への特別教育プログラム等が用意されるようになったことが、いっそう児童虐待を表面化させるようになったからだと推定している。児童の虐待死が社会全体の暴力的傾向と関連しているか否かを、成人の殺人ケース数を児童の虐待死にプラスした統計を使って比較検討しているが、中間層のスエーデン(7.5人)とポーランド(10.5人)で異常に高い成人犯罪率を示している他は、全体として児童虐待と社会の暴力的文化環境の間に明瞭な比例的相関関係が読み取れるとしている。

イギリスの NSPCC(National Society for the Prevention of Cruelty to Children)など、いくつかの国の国内調査研究資料を検討し、少なくとも虐待死1に対して身体的虐待が報告され確認された件数は150件にのぼり、それにニグレクト、性的、心理的虐待を加えるとさらに600～1,000件以上に及ぶと推計している。NSPCCの調査は18-24歳の青年3,000人を対象としているが、それは児童に直接面接する場合に生ずる重大な倫理問題を回避するためであり、18-24歳ならまだ鮮明な記憶が残っていると想定している。そこでは7%の児童が翌日まで虐待の傷が残る身体的虐待を受け、25%の児童が家族の手で通常レベルの治療を受けて済む程度の虐待を受けたとしている。これはかなり高水準の結果だが、それでも過小評価と推定している。調査は、被害児童が虐待経験を知られたくないという気持ち(reluctance)を克服できないし、調査対象青年の記憶から乳児期の虐待経験を聞き出すことはほとんど不可能だからである。別の視点から見た調査研究の難点は、客観的な虐待の評価基準で重大な虐待を受けたと認められる被害者の半数以上が、そもそも主観的に自分が虐待を受けたとは認識していない点にある。中程度の虐待を受けた児童の場合でもすべての例で何らかの治療を受けたにもかかわらず、わずか10%未満が虐待を受けたと報告しているに過ぎない。

### 第1図 児童の虐待死のランク(OECD)

それらしい(of undetermined intent)は棒線の薄い部分、15歳未満児100,000人当たり1990年代最新5年間平均。



出典：IRC, Report Card No.5 p.4 (2003)

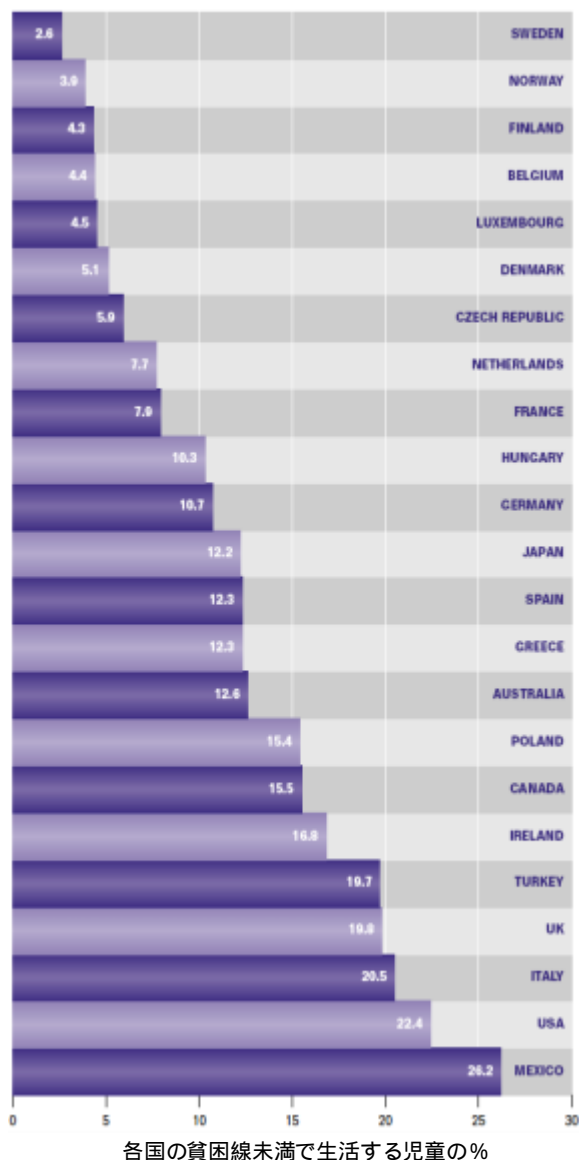
第1に、こうした研究者の客観的基準と児童の主観的基準との不一致(discrepancy)にこそ児童虐待の核心部分がある。傷が愛情とケアの源泉と信じられる人から加えられたという悲劇的矛盾(contradiction)を児童はどう受け止められるのであろうか。おそらく、虐待はノーマルなことで、自分はそれを受けるにふさわしく、やむを得ないのであり、責任は虐待者にではなく自分にあると受け止めているのであろう。そのことから被虐待児が、傷が消えて後も長く自尊心や自信を損なっていることを説明できよう。

### 2. 相関関係, 原因, 結果, コスト

一般に児童虐待の原因としてあげられるのは、社会階層、人種、貧困、ひとり親、実親

## 第2図 児童の貧困のランク(OECD)

各国の中央値の50%未満で定義された相対的貧困率(%)



出典：IRC, Report Card No.1 p.4 (2000)

以外との同居，失業，家庭内暴力，家族崩壊，社会的孤立，児童の疾病，障害ないし精神疾患，親の薬物・アルコール依存，十代の出産，低教育歴，児童虐待を受けて育った生育歴などである。しかし，これらひとつひとつを直接虐待と結びつけるのはステイグマを強めることになって危険であり，また，それらの要因のウエイト付けをしようとする動きもその手法に疑問が残る。重要なのは，むしろこれらの複合要因に注目すべきことであろう。報告は，念のため特に影響が強いとされる薬物・アルコール依存，家庭内暴力，家族構成の3要因に関する調査研究を検討し，薬物・アルコール依存は児童虐待の半数に及ぶ大きな要因だとする複数の調査報告があり，家庭内暴力も強く児童虐待に関連し，家族構成とくに実の両親との同居とそれ以外の家族，すなわちひとり親や実親以外との同居と比較して，後者は前者に倍する危険をはらんでいるとする。だが，それらのどの要因があっても虐待を受けない児童が大多数を占める事実を指摘し，それらに「貧困」と「ストレス」が重なった場合に児童虐待の危険性がいっそう高まるとして，アメリカの1993年調査データから世帯の年収15,000ドル未満が11.0/1,000，15,000-29,000ドルが5.0/1,000，30,000ドル以上が0.7/1,000という虐待件数を上げて，[貧困]との強い相関関係を指摘している。

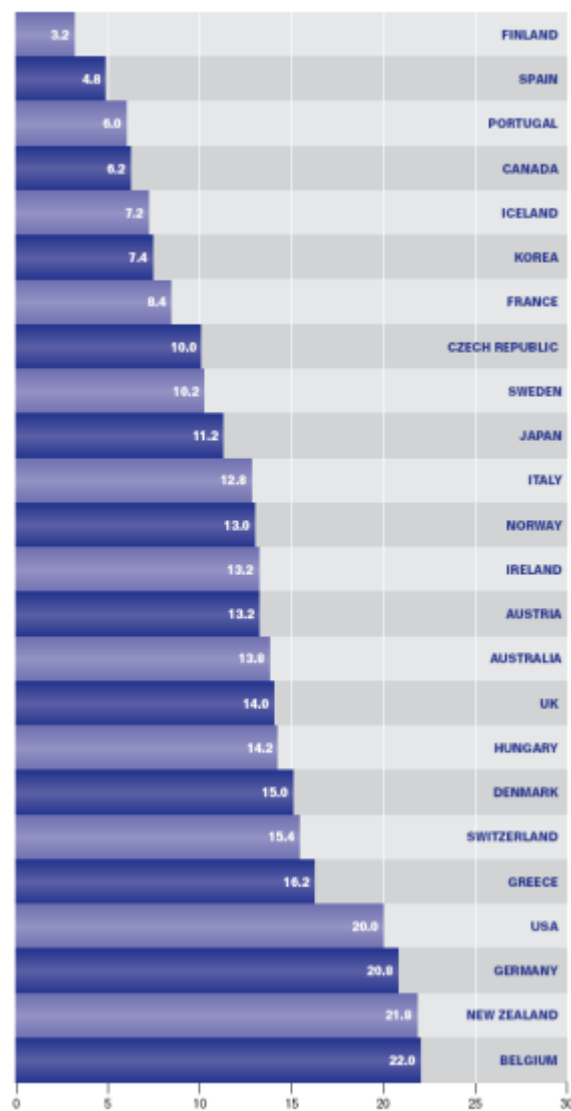
## 2. 虐待の予防

児童虐待は児童の一生にわたってその自尊心を損ない，無気力にし，社会的貢献の機会を減少させるばかりか，児童虐待を再生産し，あるいは薬物・アルコール依存や犯罪など反社会的行為に走らせる恐れがあり，児童本人に甚大な悪影響をもたらすばかりか，社会的にも大きな損失とコストをもたらすとして，積極的に予防策を提言している。

第1に，児童虐待の問題はおよそ児童15人の1人に生起している問題であり，決してマスコミが特定のケースに暗闇のなかからスポットライトを浴びせるような国民生活の影の部分に止めてはならず，日常生活の白日のもとにさらけ出して広く国民の予防への関心を高めるべき課題である。第2に，家庭訪問が児童虐待を予防するベストで実効性の高い施策として OECD 各国で取り上げられているが，その問題点として，わが国でも広く問

### 第3図 教育格差のランク (OECD)

各国の 15 歳児の国語、数学、科学のテストおよび中学 2 年レベルの数学・科学のアチーブメントの所得第 5 百分位と第 50 百分位の格差で示された相対的な教育上の不利



相対的な教育上の不利の数値の平均のランク

出典：IRC, Report Card No.4 p.9 (2002)

入ってきた日本が、第 5 百分位と第 50 百分位を比較した相対的教育格差では、24 カ国中 10 位と後退している。児童の貧困の解消、緩和が児童虐待予防の前提条件としてきわめて重要な課題であることは、いくら繰り返してもいい過ぎることではないであろう。

最後に、児童の人権の観点から児童虐待を根絶する一歩として児童に対する非暴力的文化環境の確立が必要であるとして、OECD 各国における体罰禁止の動きを、家庭の他、学校その他施設を含めて一覧表化している。司法制度内の体罰禁止は OECD 諸国のすべてで、学校内の体罰禁止は 4 カ国を除いて立法化されている。しかし家庭内の体罰禁止はスエーデンが 1979 年に立法化して以来、今日なお日本を除く 7 カ国にとどまっている。

IRC 報告 5 の裏表紙は、課題の意義を次のように要約している。「児童虐待を根絶するチャレンジは、大人の諸問題と児童の苦痛とのリンクを断ち切るチャレンジである。」